

調剤行為マスターの変更点（案）

1 調剤基本料

調剤行為マスターの新設及び廃止はありません。

注3の「後発医薬品調剤体制加算」の点数変更のみです。

2 調剤料

注加算の新設及び廃止

「在宅患者調剤加算」の新設

「在宅患者調剤加算」(コード未設定)については現在コード設定しておりますので、告示日にあわせ公表します。

特別の乳幼児用製剤に係る自家製剤加算の廃止

ア 「自家製剤加算、内服・屯服（錠剤等）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

イ 「自家製剤加算、内服・屯服（液剤）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

ウ 「自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（錠剤等）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

エ 「自家製剤加算、予製剤、内服・屯服（液剤）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

特別の乳幼児用製剤に係る計量混合加算の廃止

ア 「計量混合調剤加算（液剤）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

イ 「計量混合調剤加算（散剤又は顆粒剤）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

ウ 「計量混合調剤加算（軟・硬膏剤）(特別乳幼児用製剤)」の廃止

「後発医薬品調剤加算」の廃止

3 薬剤服用歴管理指導料

薬剤服用歴管理指導料の点数が変更されます。

薬剤服用歴管理指導料の注加算が追加されたことにより、「乳幼児服薬指導加算」を新設します。

4 薬剤情報提供料

「薬剤情報提供料（処方せんの受付1回につき）」を廃止します。

5 後発医薬品情報提供料

「後発医薬品情報提供料（処方せんの受付1回につき）」を廃止します。

6 服薬情報等提供料

「服薬情報等提供料」を新設します。

7 調剤情報提供料

「調剤情報提供料(処方せんの受付1回につき)」及び「調剤情報提供料(他医療機関受診)(処方せんの受付1回につき)」を廃止します。

8 服薬情報提供料

「服薬情報提供料」及び当該提供料に対する「服薬指導情報提供加算」を廃止します。